

会 議 録

1 会議名

平成28年度第7回板倉区地域協議会

2 議題(公開・非公開の別)

・協議事項

(1) 地域協議会又は地域活動支援事業に係る課題及び改善策の取りまとめについて

(公開)

(2) 自主的審議事項について(公開)

ア 地域振興部会

イ 健康福祉部会

ウ 産業建設部会

(3) 板倉区の小学校の在り方について(公開)

(4) 視察研修について(公開)

(5) その他(公開)

・その他(公開)

3 開催日時

平成28年9月28日(水) 午後6時～午後7時10分

4 開催場所

板倉コミュニティプラザ 201・202会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者(傍聴人を除く)の氏名(敬称略)

・委員：平井達夫(会長)、新井清三(副会長)、小林良一(副会長)、福崎幸一、徳永妙子、古海誠一、北折佳司、長藤豊、西田節夫、島田信繁、上野きみえ、古川政繁、増村眞一、島田正美

・事務局：板倉区総合事務所 五十嵐所長、山崎次長、山岸総務・地域振興グル

ープ長、武藤市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長、山中産業グループ長、竹田建設グループ長、嘉鳥地域振興班長、樋口主事、関主事（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容（要旨）

【山崎次長】

- ・地域協議会の開会を宣言

【平井達夫会長】

- ・あいさつ

【五十嵐所長】

- ・あいさつ

【平井達夫会長】

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・4の協議（1）「地域協議会又は地域活動支援事業に係る課題及び改善策の取りまとめについて」事務局の説明を求める。

【山岸G長】

- ・資料1により説明

【平井達夫会長】

- ・質問・意見がないので、（1）「地域協議会又は地域活動支援事業に係る課題及び改善策の取りまとめについて」は以上とする。
- ・次に、（2）「自主的審議事項について」、各部会で協議して報告する内容があれば発言を求める。最初に、地域振興部会の西田座長から発言を求める。

【西田節夫委員】

- ・先月話したとおり、地域振興部会は少子化問題を取り上げることになっている。それからまだ1回も集まって議論をしていないが、特別委員会の委員長から議論した記録をいただくことになっている。
- ・少子化問題と空き家対策を一緒にやらないと人口が増えていかない。少子化担当の県議の村松さんから県の考え方も同級生でいる長藤委員からお願いしていただき、皆さんと一緒に勉強しながら議論していきたい。

【長藤豊委員】

- ・私も県議会の特別委員会がどう進んでいるのか見ているが、今年度の特別委員会はまだ開かれていないようで、まだ情報を得ていない。
- ・村松議員といつでも連絡が取れるので、資料を回してもらいたい。

【平井達夫会長】

- ・質問、意見がないので、「地域振興部会の経過報告について」は以上とする。次に、健康福祉部会の徳永座長から発言を求める。

【徳永妙子委員】

- ・健康福祉部は、9月14日に保健センターで行われているすこやかサロンに参加した。最後に要望や色々な話を聞いて来たので、それを基にこれからどのようなことに取り組むか、10月に部会を開いて決めていきたい。

【平井達夫会長】

- ・質問・意見がないので、「健康福祉部会の経過報告について」は以上とする。次に、産業建設部会の古海座長から意見を求める。

【古海誠一委員】

- ・産業建設部会は、9月26日に第2回目の部会を開いた。自主的審議事項のテーマを魅力ある光ヶ原高原で再活性化をしようということで決定した。
- ・旧牧場から県境間の4.2キロメートルの1.5車線化拡幅要望が県に出ているが、光ヶ原高原を昔の様に活性化していきたい。
- ・具体的な進め方については、行政、ふしんの里観光公社、民間の任意団体、それから我々地域協議会の産業建設部会等、官民総力を挙げて光ヶ原の魅力づくりを行っていくため、仮称、検討推進部会等を立ち上げ、具現化を目指す。
- ・行政の人事異動により繰り返し振り出しに戻っていることも問題があるのではないかという意見が出たが、第5次観光振興計画の説明を聞き、板倉区のことについても事細かに計画が練られているので、その資料は継続されて行くのではないかと期待している。

【平井達夫会長】

- ・質問・意見がないので、「産業建設部会の経過報告について」は以上とする。
- ・次に、(3)「板倉区の小学校の在り方について」を議題とする。事務局の説明を求

める。

【山岸G長】

- ・参考資料により説明

【平井達夫会長】

- ・質問・意見がないので、「板倉区の小学校の在り方について」は以上とする。
- ・次に、(4)「視察研修について」を議題とする。事務局の説明を求める。

【嘉島班長】

- ・資料2により説明

【平井達夫会長】

- ・質問・意見がないので、(4)「視察研修について」は以上とする。
- ・次に、(5)「その他」に移る。協議事項がないので、(5)「その他」については以上とする。これで本日の協議事項を終了する。
- ・次に5「その他」に入る。事務局で説明事項等はないか。

【山中G長】

- ・先月の地域協議会で中之宮の砂利取り場の地すべり等の危険性とその監視について話があったので説明する。
- ・平場から山を見ると地肌が見えてきて危ないということで話が出たと思う。
- ・開発事業の概要は、山の頂上は250メートル弱の標高があるが、それを5年程度かけて210メートルまでの間、40メートル弱の山頂部の砂利を取るという開発行為である。
- ・開発にあたっては、森林法における林地開発の許可と砂利採取法における土砂採取の許可を県から受けて事業者が開発している。林地開発の許可は、平成27年3月から平成32年6月までの期間で、土砂の採取を行うために29ヘクタールの林地を開発するというものであり、土砂採取の許可は平成27年8月から平成30年8月までの期間で、面積は43ヘクタール、採取量は73万7300立米の予定で土砂の採取を行うというものである。
- ・林地開発の許可には、いくつかの条件、視点がある。災害防止機能、水害防止機能、水源涵養機能、環境保全機能の大きく4つの視点で審査をしており、基準を満たしていると認められたので県が許可をした。

・災害防止機能は、森林の植生、地形、地質等を基に開発によって土砂の流出又は崩壊などの災害が発生する恐れがないかを確認している。具体的に、切土、盛り土を行う場合には、その方法が法面の安定を確保するものか、排水設備は雨水が適切に排水できるように1時間50ミリの雨を処理できるか、降水調整地は1時間63.2ミリを処理できるかという視点で審査をしている。

・水害防止機能は、森林の植生、過去の水害発生状況等から水害を発生させる恐れがないかを確認している。

・水源涵養機能は、その森林が有する水源涵養機能が貯水地、導入路、水路等によって分断される等、水の確保に著しい支障を及ぼす恐れがないかを確認している。

・環境保全機能は、環境、森林の持つ環境保全の働きが開発によって失われ、周辺地域における環境を著しく悪化させる恐れがないかを確認している。

・許可後の監視は、県が原則年2回以上現地調査を実施して、開発行為が申請書に適合しているかを確認している。今年の現地確認は、既に6月に実施していて、次回は10月下旬を予定している。

・許認可は県だが、立地する自治体として上越市も関わっている。県の許可とは別に、上越市は独自に開発業者と文書を取り交わす中で、林地の緑化と保全、水資源の保全、道路交通、環境汚染防止について対策を講ずるように確認し合っていて、開発地に立ち入って現場を確認している。今年度は、県の確認とは別に、市単独で8月と9月に現地を確認していて、災害防止への取り組み等について確認した。10月に県が行う現地確認にも同行する予定である。以上が森林法に基づく林地開発許可の説明である。

・砂利採取法における土砂採取の許可は、災害防止等の視点で審査をしており、二つの法律をカバーするように現地確認している。

・採取場においては、平成13年から大規模な開発が許可され、これまで継続して開発が続いている。今後も、開発の延長に伴い申請手続きが想定されるので、その場合には許可権者である県と連携して適切に対応できるように取り組んで参りたい。

【西田節夫委員】

・10月は県と市で一緒に調査をするということによろしいか。

【山中G長】

・はい。

【西田節夫委員】

・9月12日に丈ヶ山から写真を撮った。土は沢に押し当ててある。そうすると、地すべりが起こる可能性があるので、そのことについて調査をしていただきたい。

【山中G長】

・おそらく表土の話である。表土は砂利が含まれていないため、利用価値がないのでその場に置いてある。置いてある所は特に沢というわけではない。

・例えば、第1洪水調整地の東側に堆積するということで、林地開発の中で処理している。それについても盛り土という形で勾配も基準に合う形で盛っている。もう1点が、第2洪水調整地の北側に積んでいるのを確認しており、そちらについても勾配は適切であるという話を聞いている。

・周りから見ればそう見えるかもしれないが、私たちが現地で見ている限りではそう言ったことはない。

【古海誠一委員】

・砂利採取は事業主体が澤井商事と新進開発の2社になっていると思うが、どこと契約しているのか。

【山中G長】

・昔は新進開発が東側、西側が澤井商事でやっていたが、今は新進開発が撤退して、全体を澤井商事で行っており、許可は澤井商事が受けている。

【西田節夫委員】

・この話はこれでよい。

・この間、別所のHさんから、Hさんの上の山が大分口を開いていて、総合事務所が自宅に話に来たと聞いた。今、シートを掛けているらしいが、地すべりを起こすのではないかと心配している。総合事務所の行って来た時の感想を教えてください。

【山中G長】

・具体的な場所はどこか。

【西田節夫委員】

・別所のHさんの裏の山である。山が口を開いている。地すべりする場所でもある。

【山中G長】

・職員が行ったという話であるので見ていると思うが、それについても適切に対応し

ていきたい。

【平井達夫会長】

・質問・意見がないので、「砂利採取の対応状況について」は以上とする。他に事務局で説明事項はないか。

【山中G長】

・「農業委員会法の改正に伴う農業委員会組織の見直しについて」資料3により説明

【増村眞一委員】

・農業委員の方にも聞いたが、現在89平米の農地を持っている。処分したいが、規定面積以上でなければ名義変更が出来ないということで困っている。

・駐車場にしようと思うが、手続きが複雑で、農地転用等は司法書士に依頼してください、費用は14、5万掛かりますと言われた。どこに相談すればよいか。

【山中G長】

・法律的には、農地法の中でやっていく形になる。

・売買等については、個別に色々な事例がある。例えば、農振地域に入っているか等もあるので、細かい話は個別でやっていきたいと思う。

・農地については、基本的には各区の農業委員会、板倉区であれば駐在室担当の上原に相談に来ていただきたい。

・農業委員会で解決できない話であれば、法律家になる。そのような事例であれば個別に、総務グループとも連携しながら対応していきたい。

【増村眞一委員】

・1、2度、板倉区の農業委員に相談したが、具体的な申請書があった場合には農業委員会で許可するという回答だった。

・土地自体を売買すると、立ち退きの手続きも必要になり、譲るにしても農家でないと出来ない。細かいことについては、司法書士に相談してくださいという回答だった。

【山中G長】

・今の話は、おそらく農地法等とは別の問題もあると思われる。個別の案件ということで、個別に対応したいがよろしいか。

【山岸G長】

・いつ頃の話か。

【増村眞一委員】

- ・先月である。

【山中G長】

- ・来庁したということであるので、担当はどう対応したのか確認し、必要に応じて連絡したい。

【平井達夫会長】

- ・質問・意見がないので、「農業委員会法の改正に伴う農業委員会組織の見直しについて」は以上とする。
- ・その他、事務局で説明事項はないか。

【嘉島班長】

- ・当日配布資料、「上越地域振興フォーラム開催のお知らせ」について説明
- ・視察研修の出欠の報告は、課題・改善策の取りまとめの提出期限に合わせて10月14日金曜日までに皆様の意向をお知らせいただきたい。その後変更があれば、随時受付ける。

【平井達夫会長】

- ・その他、質問・意見はないか。

【西田節夫委員】

- ・学校の在り方について、いつ頃までに地域協議会で意見をまとめるのか。
- ・まとめた段階で、針、宮嶋、山部に説明に行く予定だと思うが、地域協議会で1本の線を作らないといけない。

【平井達夫会長】

- ・11月末、遅くとも12月に意見をまとめたい。

【西田節夫委員】

- ・11月末までに地域協議会の意見をまとめ、その後3つの地区で説明をするということによいか。

【平井達夫会長】

- ・そういうことである。
- ・質問・意見がないので、5「その他」については以上とする。
- ・本日の会議録の確認は、島田信繁委員にお願いする。

・次回の地域協議会の日程は、10月25日火曜日18時から行いたい、委員の都合はどうか。

【西田節夫委員】

・25日は都合が悪い。

【平井達夫会長】

・他の委員の都合はどうか。

・25日以外ならよいか。

【西田節夫委員】

・25日以外ならよい。

【平井達夫会長】

・27日は十日町へ視察である。24日は月曜日であるが、事務局の都合はどうか。

【山岸G長】

・可能である。

【平井達夫会長】

・1名、25日都合悪いということで、24日月曜日はどうか。

【古川政繁委員】

・24日は都合が悪い。

【平井達夫会長】

・27日の視察研修と続くが、26日はどうか。

【委員】

・「26日は日程的にきつい、当初どおり25日でよい」の声多数

【平井達夫会長】

・最初の計画どおり25日にしたいという意見が出ているが挙手を取る。当初どおりの計画でいい方。

【委員】

・賛成多数

【西田節夫委員】

・そういう決め方は良くない。皆さんに聞いている。24日、25日はだめだと言っているのだから、24日、25日は外すべきである。少し遅くすればよい。

【古海誠一委員】

- ・ 1か月前に決まっていて、我々も皆スケジュールを入れている。1、2名ぐらい欠員が出ても会議としては成立するので、当初の予定どおりにさせていただきたい。

【西田節夫委員】

- ・ 25日というのは今分かったことである。最初は分かっていなかった。

【山岸G長】

- ・ 事前送付している。

【西田節夫委員】

- ・ それは来たが、地域協議会で皆さんの都合を聞いている訳である。

【平井達夫会長】

- ・ 都合を聞いた結果、25日ということである。

【西田節夫委員】

- ・ では、25日でやってください。私は都合悪くてもよい。

【平井達夫会長】

- ・ 本人から25日でよいという話をいただいたので、今回は予定どおり25日とする。
- ・ 今後日程を決めるにあたり、皆さんに事前に聞いて決めた方がよいか。突発であれば別であるが。

【小林良一委員】

- ・ 皆さん色々な役をやっておられ、忙しい中で集まっていたいているため、出席できないことも多々あると思う。この議会は過半数以上で成立する。当日ある程度日付を設定していただき、過半数に満たない場合は再考慮するという形で、1、2名程度都合の悪い方がいても進めていかないと、全員にその都度、聞くのは大変であるので、そのような形で取り組んでみたらどうか。

【福崎幸一委員】

- ・ 事務の方は、事務局でまとめるのか。

【平井達夫会長】

- ・ 地域協議会と事務局は両輪であるので、事務局の良い日程をいただき、そしてある程度決めていく。
- ・ 副会長の提案でよいか。

【委員】

- ・「はい」の声多数

【平井達夫会長】

- ・では、今後そのようにさせていただく。

【山崎次長】

- ・以上で本日の日程を終了する。最後に新井副会長から閉会のあいさつをお願いする。

【新井清三副会長】

- ・あいさつ

9 問合せ先

板倉区総合事務所総務・地域振興グループ TEL0255-78-2141（内線 123）

E-mail : itakura-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。